

答弁書を書いておきますけれども、何行目かに、森戸大臣が、教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります、このことは云々ということで、法制上明確にされましたと答弁しているとおりで、どうふうにご答弁に書かれております。

これは、ですから、この排除決議、排除・失効決議は生きていてというふうにご理解していいんでしょうか、官房長官。

○政府参考人（佐藤安紀君） 当時の森戸文部大臣の国会の発言によりますと、日本国憲法及び教育基本法の制定等により、教育勅語の教育上の指導原理的性格は否定されており、この意味で教育勅語を教育の唯一の根本として取り扱うことは法令の趣旨に反し不適切であると承知しております。

○神本美恵子君 というふうにご一で答えながら、答弁書の二枚目にありますけれども、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないというふうにご、今度は教材として用いることとは否定されないというふうにご書いてあるんですけれども、これは、国会で排除、失効、効力がなからこれについてはコメントしないと先ほどから官房長官おっしゃってありますけれども、教材として使用することは否定されるものではないとい

うのは矛盾すると思うんですけれども、いかがでしょうか、官房長官。

○国務大臣（菅義偉君） 憲法、教育基本法、それに基づいて今、今日の社会はあるわけでありまして、そのことに反しないような形でこの教育に関する勅語を教材として用いることまで否定されることではないというご答弁書について、もう今委員の質問でありましたけれども、具体的な教材としての想定というのはこれ何かということでは正直言って余りよく分からないわけでありまして、ですから、基本的に憲法と教育基本法に基づいてこれは現場で判断をすることまで政府としてはここは否定をすべきじゃない。また、よく政治介入はすべきじゃないということもいろいろ実は受けております。ですから、あくまでも憲法、教育基本法が私どもは基本だというのがこれ当然政府の立場でありますので、そのようなお答えをされているというふうにご思っています。

○神本美恵子君 もう時間が来ましたけれども、これは憲法、教育基本法に反するから失効決議が出され、排除決議が出された。その排除、失効をわざわざ院議をもって決議したということは、お手元に配っている資料の中にも、決議の中にも書かれておりますし、森戸大臣の答弁、その決議に対する答弁の中にも、下の方にちよつと書かれておりますけれども、下線を引いています、「永

年の習慣から誤解を残すおそれもあり、また将来濫用される危険も全然ないとは申されません。」ということ、だからこの決議を出したんだと、

あえて。この決議は今も生きていますから、一部反しないような使い方がいいですよ、教材として使うのはいいですよというふうな今回の閣議決定というのは、政府の姿勢がこれで変わるのかなという今混乱を来していると思います。今後ろのお役人の方は首を振っていますけれども、そういう混乱があちこちで起きていてということ、これはまた改めて続きをやりたいと思います。

今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。

○有村治子君 おはようございます。自由民主党の有村治子です。

答弁者、各府省のスタッフの皆様、御準備、御出席、誠にありがとうございます。

今日、私が賜りました質疑時間は二十分です。この二十分のチャンスを最大限に生かしていきたいので、御答弁は要点のみを簡潔にお答えいただけますれば大変有り難いと存じます。お力を貸してください。

早速本題に入ります。日本において国際マナーについて最も経験が多く、ノウハウが蓄積されている外務省に伺います。

国旗を扱う基本的マナーとして、複数の独立国

家の国旗を上下に掲揚、位置させることはありま  
すか。

○副大臣（岸信夫君） お答え申し上げます。

外交儀礼上、複数の独立国の国旗を一本の旗さ  
おや壁、壁面等に上下に掲揚することは適切でな  
く、あつてはならないことであると認識をしてお  
ります。

○有村治子君 独立国の国旗を上下に位置させる  
ことはあつてはならないことだと明言されました。  
なぜ重大なマナー違反になるのでしょうか。複数  
の国旗を仮に上下の位置で掲揚あるいは表示をし  
たら、それは何を意味するのでしょうか。

○副大臣（岸信夫君） 上下に複数の独立国の国  
旗を掲揚すること、これは、下に掲揚された国旗  
は下位、服従あるいは敵への降参等を意味すると、  
このように受け止められるからであると承知をし  
ております。

○有村治子君 今、外務省を代表をして副大臣が、  
服従を意味するというふうにおっしゃいました。  
私が今回の質問に向けて調べた限り、国際プロト  
コールにおいては、国旗を上下に掲揚あるいは表  
示することは下の国が属国、属国扱いになると解  
説している解説書が複数見付かる、見付けること  
ができました。

では、今日の資料一を御覧くださいませ。左端  
に国旗掲揚のポールがありまして、上に中国の国

旗、下に日本の国旗が配されています。

この表記、ポジショニングは国際マナーに照ら  
して適切ですか。

○副大臣（岸信夫君） 国際儀礼上の一般論とし  
て申し上げれば、同じ一本の旗さおや壁面等に上  
下に二つ以上の国旗を掲揚することは適切でない  
と、このように承知をしているところでございま  
す。

○有村治子君 先ほど明言していただきましたと  
おりに、複数、上下にするというのは隷属あるい  
は属国あるいは服従を意味するというところで、大  
変失礼なマナー違反に当たります。

国際儀礼のマナーからすると属国を意味する、  
つまり独立国に対しては大変不遜な下の序列に独  
立国の国旗を位置するこの絵は、実は先週の全国  
で放送されましたNHK「ニュースウオッチ9」  
での放送の一コマを基にした図案でございます。

全国の視聴者が御覧になったテレビ画面の実際  
は今日の配付資料の二のB、右上を御覧になつて  
ください。中国の戦闘機やロシアの爆撃機による  
日本の領空侵犯を防ぐために、日本の自衛隊が緊  
急発進、スクランブル発進を掛ける回数が急激に  
増えていることを特集する番組でございました。

国旗・国歌法を所管する内閣府は、このNHK  
の他国の国旗を上にしてその下に日本の国旗を配  
した映像をどのように受け止められますか。

○政府参考人（井内正敏君） 国旗及び国歌に関  
する法律を所管する内閣府としての認識を申し上  
げます。

法制定時の平成十一年八月九日に出されました  
小淵恵三内閣総理大臣談話にもありますとおり、  
国旗と国歌はいずれの国でも国家の象徴として大  
切に扱われているものであり、国家にとって、な  
くてはならないものであります。また、国民のア  
イデンティティーのあかしとして重要な役割を果  
たしているものでございます。我が国の国旗はも  
とより、いかなる国の国旗もひとしく敬意を持つ  
て尊重されるべきものであります。

なお、二つの国旗を並べる場合には、例えば左  
右に同じ高さで表記するといった方法はあるうか  
と思えます。

○有村治子君 大変意味のある御答弁をいただき  
ました。

独立国家の国旗を、二国家以上掲揚あるいは表  
示する場合は、上下ではなくて同じ位置で右左あ  
るいは同じ高さでラウンドにする、それが国連の  
基本的な民主主義の考えではなかったか。すなわ  
ち、国において、人口が多い少ない、経済力があ  
るない、あるいは軍事力が強い強くない、そんな  
ことではなく、独立国であれば、人口が少なくても  
十三億であろうとも、それは一国としてその独  
立国家に敬意を表すからこそ、国旗は対等に同じ

ポジションで表示するというのが世界の常識というふうな理解をいたしております。

誤解が生じないように申し上げますが、私は日本の国旗を他国の上にしてくれと言っているわけではありません。この点を明確にした上で、複数の国旗を表すときは同じ高さで表記するというのが国際マナーの常識ではなかったか、この一点のみをNHKに問うているわけでございます。

日々、日本の主権と国民の安全を守るために過酷な任務に就いている自衛隊の貢献に思いをはせるとき、このNHKの中国の国旗と日の丸を上下にした映像は大変皮肉に見えてしまいます。

若宮副大臣、まさにこの映像のような状況にならないよう、すなわち外国の属国とならず、日本の主権と国民の命を守るためにこそ、自衛官は身の危険や負荷を顧みず、日夜過酷な訓練を重ねて練度を上げていくのではないのでしょうか。スクランブル発進をするパイロットには、急激に上昇していく機体の中で9Gの負荷が掛かります。通常の間人であれば、もう首も動かさないようなきつい状況の負荷が掛かります。職業病ともいうべき深刻な腰痛やあるいは頸椎損傷のリスクと向き合い、その負荷に負けないような筋力、筋肉を養い、二十四時間アラートの緊張の中で、また上空では時速千キロという中で、未確認、国籍が分からない飛行物体、戦闘機と向き合い、神経をすり

減らす操縦を強いられる実態がございます。

このNHKの取材に協力された防衛省、自衛官からしてみれば、この映像、中国の旗が上で日本の旗が下というこの映像はどのように映りますか。

○副大臣(若宮健嗣君) 今委員が御説明くださいましたように、私も防衛省・自衛隊といたしましては、まずは航空自衛隊で全国二十八か所のレーダーサイト、またE2Cの早期警戒機、あるいはE767の早期警戒管制機等で警戒をいたしてございます。また、各戦闘機はスクランブル態勢を、おっしゃるとおり二十四時間態勢で昼夜をたがわず待機をしております。こうした戦闘機の隊員におきましては、まさに本心に厳しい訓練の中、そしてまた精神力も強靱な状態を維持しなければいけないということで、非常な過酷な状況に置かれているのも委員が御指摘のとおりでございます。

その上で、報道につきましてですが、私も防衛省としても確かに取材に協力したものであり、このお尋ねの場面についても承知をいたしているところではございますが、一方、個別のやはり報道におけます国旗の取扱いにつきまして、私も防衛省としては、コメントするのは事柄の性質上慎重であるべきではなからうかというふうな考えているところでございます。

また、委員御指摘の国旗の、今までのやり取り

ございましたけれども、取扱いを含みます国際儀礼につきましては、やはり国際交流の場で無用な誤解やあるいは不信を招かないためにも大変重要なものであるというふうにも認識をいたしているところでございます。私も防衛省が行います様々な防衛協力・交流の場におきましても、国際儀礼上の慣習に沿って適切な対応を取ってまいりたい、このように思っております。

○有村治子君 直接のコメントは差し控えるというところでございますけれども、明確にこれは日本の自衛隊パイロットが日本の領空を守るために日々の任務をしているという特集でございます。

日本に全く非はないという文脈において、中国の戦闘機が日本に向かって猛スピードで来る、それを、日本の自衛隊が日本の領空を守るために、主権を守るためにやっているということで、全く非のない日本が何で海外の国旗の下に置かれなきゃいけないのか。その必然性は全くないのでないか、そのことは若宮副大臣も認められますね。

○副大臣(若宮健嗣君) 一般論として申し上げますと、こうした国際儀礼上の慣習についても念頭に置きつつ、公共放送でありますNHKにおかれましても適切な放送に努められるものというふうな承知をいたしているところでございます。

○有村治子君 スクランブル発進を任務とするパイロットに直接お話を聞いたことがあります。そ

のパイロットが一言目におっしゃったことは、私は、日本の国民を守る、日本の領空を守る、もとよりその基盤となる日本の主権を守るために日々訓練していますとおっしゃっていました。主権、すなわち国民が国民自身で国の在り方を決める、その権利を維持するためにやっているんだという気概を感じました。そう明言をされました。

この写真、映像は、まさに主権が奪われた状況の属国、隷属した主権がない状態、属国扱いというポジションに日本を、日の丸を置いているというところでございます。

先ほど大変若宮副大臣が気を付けておっしゃったように、もとより日本には、当然NHKも含めて、報道、編集の自由があります。公序良俗に反しない限り表現の自由が保障されている民主主義国家日本のことを私自身誇りに思い、その価値、民主主義の価値を大事にする議会人でありたいと常に思っております。ゆえに、NHKがどうすべきだとか、これがいいとか悪いとかというような価値観に基づくレッテル貼りは、今日のこの質問においても一切口にいたしません。NHKが自ら掲げている、世界平和の実現に寄与し、民主主義精神の徹底を図るといふ崇高な理念、NHKが自らに課している番組基準に照らして自らの職責を果たしていただきたいと思っております。

そこで、総務省にお伺いします。

NHKは、どこの国の公共放送でしょうか。  
○政府参考人（吉田真人君） お答え申し上げます。

NHKは、日本の公共放送でございます。

○有村治子君 なるほど、日本、日本の公共放送。この映像、中国の戦闘機から日本の空を守るための自衛隊のスクランブル発進を特集しているわけですから、当然中国大使館もこの番組をマークしています。中国の方がこの番組を見ていないはずがありません。中国の為政者、中国当局が見たら、この映像はどのように見えるでしょうか。すなわち、中国共産党直結の中国国営テレビが、日本に依頼もせず、日本に資金も提供せず、日本に編集員を潜り込ませず、派遣せずとも、日本の公開放送が自らの意思で中国の国旗の下に日本の国旗を配する、その映像を気前よく日本全国に配信してくれている。中国の方から見れば、中華思想、チャイナ・ファーストを日本の報道が自らやってくれていると見えるのではないのでしょうか。これがNHKの意図なのでしょうか。

お世辞にも決して安くはない受信料を毎月負担している視聴者・国民の一人として、この映像がNHKの報道姿勢の実態だとは思いたくありません。性善説に立ちたいと思います。これがNHKの報道姿勢でないとするれば、素朴な疑問が出てまいります。NHKに国際人はいないのか。どの国

の国旗にも敬意を払い、対等の位置で扱うという基本的マナーをわきまえた国際人がNHKに一人もいないのでしょうか。この度就任されました上田良一会長は、三菱商事の御出身です。日本を背負って、世界中を舞台上に難しい国際交渉をまとめきた方でもあるはずですよ。

NHKは、国際放送も持っています。世界中に特派員を派遣しています。その国際放送には、受信料のみならず国民の税金、血税が投入をされています。先日、NHKの七千億を超える予算は国会で承認をされました。全会一致での賛成は実に四年ぶりとのことですよ。その翌週にこの映像が流れました。

NHKを所管する総務省として、NHKは日本の公共放送としての役割を本当に果たしていると考えますか。この映像は、中国の国旗が上、日本の国旗が下というこの映像は、受信料を負擔し公開放送を支える視聴者・国民の期待や評価に堪え得る適切な表記だとお考えでしょうか。

○政府参考人（吉田真人君） まず、御指摘の点につきましては、先ほど外務省から御答弁がございましたように、一本の旗ざおに複数の国旗を上下に掲揚してはならないというのは、これは国際儀礼上のマナーということでございます。

一方、NHK等を始めといたします放送事業者は、放送法上、自らの責任において番組を編集し、

放送を行うこととされており。個別の放送に係る問題につきましては、放送事業者の自主的な取組により適切な対応が行われることが重要であると考えております。

その上で、今御指摘の点について一般論として申し上げますと、こうした国際儀礼上のマナーなどにつきましてはしっかりと念頭に置いていただきまして、NHKにおかれては、自らの責任により、放送法、それと、委員先ほど引用されました、自ら定められました番組基準、そういうものに基づきまして、公共放送といたしまして国民・視聴者の負託にしっかりと応えていただきたいというふうに考えております。

○有村治子君 NHKの番組基準は、民主主義の精神ということを高くとらっています。民主主義というのは、独立国家を対等に尊重するという姿勢であるはずでございます。

文部科学省に伺います。  
三年後に迫りました二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックには、世界中から各国選手、ゲストがお見えになられます。真の国際人として温かく安全に世界のゲストをお迎えしたいものです。あらぬ誤解を招かないよう、国際的なマナーの基本を国民共有の知識とするために、文部科学省は国旗についてのマナー教育をどのように進めていかれますか、義家副大臣に伺います。

○副大臣（義家弘介君） 生徒児童が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、我が国のみならず、他国も含めた国旗の意義を理解し、それらを尊重する態度を育てることが重要でございます。

このため、幼稚園指導要領においては国旗に親しむこと、学習指導要領においては、社会科において国旗の指導を行うとともに、入学式などについてはその意義を踏まえ国旗を掲揚することや、諸外国の国旗も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することが定められております。この三月末に公示した次期学習指導要領においても、引き続き国旗の取扱いや意義について位置付けを行っております。

また、私も見てすごく丁寧に教えられているなと思ったわけですが、例えば東京都が配付しているオリンピック・パラリンピック教育の教材では、小学校では、まずは互いの国旗を尊重し大切に扱うことは世界共通のルールであること、また中学校では、国旗掲揚についての国際儀礼がどのようになっているか、高等学校においては、さらに国旗掲揚のマナーと留意点について具体的に取り上げられております。

このような教材の活用は、国旗の取扱い等の理解を深める上でも極めて効果的であると考えており、今後とも、東京都や大会組織委員会とも連携

し、教材の周知を図ることを通じ、各学校における指導の充実を促してまいりたいと思っております。

○有村治子君 義家副大臣、ありがとうございます。

今副大臣から御紹介のありました東京都教育委員会、オリンピック・パラリンピック学習読本の高校編、非常にいいことが書いてありますので、資料三に付けさせていただきます。読みます。左上。

国際儀礼、国際的な交流の場では、歴史、文化、言語などの違いから誤解や不信が生まれやすくなる。相手への敬意と全ての国を平等に扱うことを基本とするプロトコルは、無用な誤解を避け、そして、その場にいる人々がお互いを認め合い、心地よいコミュニケーションを図るための共通認識。

この常識をNHKも体現していただきたいと思えます。

最後に、丸川大臣に伺います。

国旗は国の象徴であり、国旗に敬意を表することは国際社会の基本的なマナーです。この基本を具現化してこそ日本らしい温かいおもてなしができると思えます。

世界に開かれた日本のオリンピック・パラリンピックを実現するために、国旗に関する今日の質

疑を聞いていただいた大臣の御所見、また、国際マナーを尊重して内外のゲストが心地よく交流を深め、世界の平和に寄与するオリンピック・パラリンピックの開催に向けての大臣の御決意を伺います。

○国務大臣（丸川珠代君） 昨年の夏、リオデジヤネイロのオリンピック・パラリンピックに私も参りまして、表彰式等でそれぞれ、自国の国旗はもちろんですけれども、勝利した国、頑張った国、そうした国々の国旗また国歌に対して観客や選手が敬意を表して、勝者、あるいは負けたけれどもすばらしい戦いをしたという方々に対して祝福をする姿というのを何度も目にいたしました。やはり東京大会においてもこうして、言葉は通じなくてもお互いの敬意を表するという行為の中で、相手の国の国旗、国歌、あるいはそうしたものについてのプロトコルをしっかり基づいて接遇をするということは大変重要なことだと考えております。そして、一昨年の十一月に閣議決定しましたオリパラ基本方針にあるとおり、このオリンピック・パラリンピックの開催ということ自体がそれぞれの国旗に対する敬意を含めた国際的な相互理解、友好関係を増進し、また理解を深める上で極めて意義深いものだと思っております。

先ほど義家副大臣がお触れになったオリンピック・パラリンピックの教育の教材も大変有効なツ

ールではございますけれども、このように国旗についての取扱いの意義や理解を深め尊重する態度というものを皆様の間に広げていくとともに、国際的な儀礼やマナーを理解し実践していくことは極めて大切でありますので、引き続き、東京都、大会組織委員会、また文部科学省など、関係者が連携して取り組んでいくことは極めて重要であると考えております。

○有村治子君 国旗はその国の国民のいであち、価値観、国土、そしてその国の誇りを象徴するものであります。我が国の国旗はもとより、他国の国旗も敬意を持って表する、そんなオリパラになることを心から念じて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（難波奨二君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田村智子さんが委員を辞任され、その補欠として仁比聡平君が選任されました。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

まず、子供の貧困対策の中で、とりわけ地方公共団体向けの交付金につきまして加藤大臣にお伺いをしたいと思います。

先般、二〇一五年度から始まりました自治体向けの地域子供の未来応援交付金の利用状況が報告

をされました。補正予算で組まれた二十四億円に対して、その利用は約一割の二億四千万ということで、六十六の自治体に交付されたと同様です。

この子供の貧困対策は待たないであることは言うまでもございませんで、六人に一人の一六・三%がいわゆる相対的貧困に陥っているという意味で、地域においてこうした困っているお子さんをどう支援していくのかということをそれぞれの自治体が一生懸命考えているんだろうというふうに思います。

この交付金は二〇一六年度の補正でも十億円計上されてございまして、それだけ重視をされているということであろうかと思えますけれども、にもかかわらずこの利用率が約一割にとどまっているというのは何ゆえなのかということをきちんと知っておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

そこで、まず、この現状、二〇一五年度の補正予算について、正直申し上げれば利用率は非常に低いと言わざるを得ないわけでありませけれども、大臣としてはどのように認識をされているか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君） 今、西田委員御指摘いただきました地域の子供未来応援交付金、これ、地域において子供の貧困対策に対応していただ